

2023.11.1 現在

2023.11.2 改正

1. 共通事項

(Q1) 規制開始後、メジロザメ科に該当する種のうち、留保していない種に係る日本の手続きは、輸出入ともに必要か。

A: 通常のワシントン規制対象貨物と同様の手続きを行うことが必要。詳細は、当省ウェブサイト参照ください。

(Q2) 日本は、ヨシキリザメ(*Prionace glauca*)について留保を表明しているが、留保国同士の取引の場合、CITES 取得手続きを省略することはできないのか。

A: 日本は、ワシントン条約に基づく種の国際的な保全・管理に積極的に協力するとの日本の立場を明確に示すとともに、こうした取組を補完するための自主的措置として、日本の留保種であっても、輸出については、ワシントン条約に基づく輸出許可書・再輸出証明書(以下「CITES 輸出許可書」という。)の手续を行う旨国際的に宣言している。

このため、日本から輸出する際は、通常のワシントン条約対象貨物と同様に、輸出先国が留保しているかどうかにかかわらず外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく輸出承認及び CITES 輸出許可の手続きを必要としている。

また、日本から留保国に輸出した貨物を、さらに当該留保国から非留保国に再輸出されることになった場合、日本からの CITES 輸出許可書がないと再輸出の手続きができないことになる。

(Q3) CITES の輸出割当てを設定している国から再輸出される場合、当該国の CITES 上の輸出割当ては消化されるのか。

A: CITES の輸出割当ては、各締約国が輸出割当てを設定した際の条件による。再輸出も輸出割当ての数量に含まれるかどうかは、各締約国に確認いただきたい。

(Q4) 日本がヨシキリザメを留保していることなどを理由に、日本政府発行の CITES 輸出許可書による輸入を受け入れられないと言われた場合、どのように対応すればよいか。

A: 条約上、留保国からの輸入については、第 10 条において、権限のある留保当局が発給する文書であってその発給要件が条約上の許可書と実質的に一致しているものを、当該許可書に代わるものとして認容することが「できる(may)」とされている。したがって、留保国が発給する許可書の受入れ判断は、輸入国側に委ねられている。このため、CITES 輸出許可書を取得している場合においても、輸出先国から受け入れられないとの対応が取られる場合は、原則輸出できない。

(Q5) 附属書掲載発効前に捕獲した標本及び当該標本が含まれる貨物に対する申請手続きは必要か。

A: 附属書掲載発効前に捕獲された場合であっても、輸出行為が発効後である場合は、輸出承

認証及び CITES 輸出許可書取得のための手続きが必要となる。また、輸出行為が発効前であっても、輸出相手国での輸入通関が発効後である場合、同様に CITES 輸出許可書が必要となる場合が想定されるため、あらかじめ輸入国側に確認いただきたい。

(Q6) 条約発効日の本年 11 月 25 日よりも前に入手しているヨシキリザメについて、捕獲者からの入手経路が多岐にわたるなど、必ずしも入手経路が明らかではない場合、入手経路のすべてが判明しない限り、CITES 輸出許可書取得のための手続きを取ることはできないのか。

A: 原則、発効後に捕獲・入手された標本と同様の申請書類を提出いただく必要があるが、捕獲者等からの販売/譲渡日が発効前であることが明確である場合には、輸出者による当該貨物の取得までの間、発効前に取引したことが分かる直近の販売証明書あるいは譲渡証明書及びそのエビデンス(納品書等)のみの提出とする。その場合、捕獲までの証明までは求めない。

2. 輸出/再輸出

【輸出(洋上輸出以外)、加工品の輸出/再輸出)】

(Q1) 大西洋、インド洋、太平洋などの様々な海域で捕獲され、日本国内の複数の市場で水揚げされたヨシキリザメのヒレを同じロットとして取扱い、輸出する際の対応如何。

A: 複数の国内市場で水揚げされた(他国から輸入されていない)貨物について、同一ロットとして一つの CITES 輸出許可書で対応することは可能であるが、当該ロットに含まれる全ての貨物について捕獲証明書及び販売・譲渡証明書が必要である。なお、複数の海域で捕獲した場合、捕獲証明書は、捕獲した海域毎に記載いただきたい。

(Q2) 条約適用日(11 月 25 日)の前日までに取得しているヨシキリザメを使用し、製造した加工品を輸出する場合、ワシントン条約上の申請手続きに際し、ヨシキリザメの入手経路について、どのような書類の提出が必要か。

A: 捕獲証明書及び輸出者までの販売証明書等を提出する。これができない場合には、条約適用日(11 月 25 日)の前日までに取得していることが分かる販売証明書等及びそのエビデンス(納品書等)を提出していただければ、当該販売証明書等より前の入手経路については販売証明書等の提出を求めない。

(Q3) コンドロイチン、コラーゲン等、ヨシキリザメを含有する加工品に関し、ヨシキリザメの入手時期が古く、捕獲時期が特定できないケース(条約適用前)であっても捕獲証明書は必要か。

A: 条約適用前に捕獲された標本について、捕獲証明書を取得することができない場合は、条約適用前に取引されたことが確認できる販売証明書及び納品書等条約適用前に入手したことを証する書類の提出で可とする。

ただし、条約適用前後の各時期に入手した標本については、原料の由来毎に管理することが必要となる点御留意いただきたい。

(Q4) 他国から輸入した規制対象のヨシキリザメを用いたフカヒレ(輸出国における CITES 輸出許可書あり)を材料に加工する場合は、日本で通関した後からの販売証明書を揃えればよいのか。

A: そのとおり。再輸出時には、輸入時の書類(相手国 CITES 輸出許可書、日本の税関が発行する輸入許可通知書等)とともに、日本の輸入者から再輸出者までの流通経路毎に販売証明書を揃える必要がある。

(Q5) インターネット販売で海外から注文があり、輸出する場合も CITES 輸出手続きが必要か。

A: インターネット販売による輸出についても、同様に CITES 輸出許可書取得の手続きが必要。

【洋上輸出(外地水揚げ)】

(Q1) 輸出承認申請時には、洋上輸出数量が決まっていないが、数量欄はどのように記載すればよいか。

A: 過去の捕獲実績を踏まえ、捕獲予定数量を記載することとなる。捕獲予定数量を超える輸出は認められないため留意が必要。

(Q2) 洋上輸出承認申請説明書中、捕獲予定地域はどの程度詳細に記載すればよいか。

A: ヨシキリザメを管理する地域漁業管理機関における管理単位に準じ、具体的には北太平洋、南太平洋、北大西洋、南大西洋、インド洋(複数可)と記載いただきたい。

(Q3) 輸出承認証取得後、CITES 輸出許可書取得のための申請手続き如何。

A: CITES 輸出許可書取得については、洋上にて対象貨物を捕獲後、輸出先が決定次第、速やかに申請手続きを取っていただきたい。

(Q4) 輸出貨物の数量は、通常洋上輸出先での正確な数量の計測後に確定するので、CITES 輸出許可申請時点では、船上で計測する概算の数量でよいか。

A: 概算で構わないが、輸出承認時の承認数量及び CITES 輸出許可書記載の数量を超えて洋上輸出することはできないこと、御留意いただきたい。

(Q5) 輸出承認証及び CITES 輸出許可書の発給後、どのような手続きが必要か。

A: 取得した輸出承認証及び CITES 輸出許可書により、以下の手続きを取る必要がある。

- ① CITES 輸出許可書 PDF 版写しを洋上輸出先の荷受人に電子媒体にて送付
- ② 荷受人は CITES 輸出許可書 PDF 写しで輸入手続きを行う
- ③ 荷受人から洋上輸出先で計測した正確な重量の報告を受けた後、日本の税関に輸出承認証及び CITES 輸出許可書原本等、輸出申告に必要な書類を提出(輸出通関)
- ④ 日本の税関による輸出許可後、CITES 輸出許可書原本を荷受人に郵送
- ⑤ 洋上輸出先にて CITES 輸出許可書原本を税関に提出

(Q6) 輸出承認された内容について、漁船の合法性の喪失、資源状況の悪化等、漁期の途中で承認の要件を満たさなくなった場合、洋上輸出による洋上輸出はできなくなるのか。

A: 輸出承認期間中に承認要件(包括 NDF の変更等)を満たさなくなった場合は、実際に輸出する際に CITES 輸出許可書が発行されないこととなる。

(Q7) 公海上ではなく、入漁先国(輸出相手国)の EEZ(排他的経済水域: Exclusive Economic Zone)内で捕獲された貨物の取扱い如何。

A: 日本船籍の船舶が入漁先国の EEZ 内で捕獲した貨物を洋上輸出する場合は、公海上で捕獲した場合と同様の取扱いとなり、日本から洋上輸出先への輸出となる。ただし、入漁先国が発行する許可証(写し)が必要となる。

(Q8) 転載貨物の取扱い如何。

A: 転載する船舶が他国船籍であっても、転載行為自体にワシントン条約上の手続きは発生しない。

3. 輸入

(Q1) 11 月 25 日にヨシキリザメが CITES 規制種になるが、ワシントン条約に係る輸入の手続きはどうなるのか。

A: 日本は 11 月 25 日以降も留保しているため、ワシントン条約関連の輸入の手続きについては不要。ただし、留保していない輸出国からは CITES がないと輸出通関で止められるものと承知しており、詳細は輸出国に確認いただきたい。

(Q2) 新たに規制対象となるメジロザメ科のうち、日本が留保していない種の貨物の場合、例えば条約適用前の 11 月 23 日に輸出され、効力発生日の 11 月 25 日以降に日本に輸入される場合、輸出(再輸出)CITES の提出なしで輸入できるのか。

A: 留保種以外のメジロザメ科に該当する種の貨物については、条約適用前に輸出されたものであっても、日本への到着後の輸入通関が効力発生後の場合には、輸出国が発行する CITES 輸出許可書の提出が必要となる。輸入の手続きについては、生体及び特定国原産制度の対象となる場合(イスラエル、フィリピン、インドの原産国及び船積地域となるケース)には経済産業省への事前確認手続きが必要となり、それ以外の場合には、通関時確認(相手国発行の CITES 輸出許可書等の税関への提出/確認)となる。

以 上